**10　海外留学・旅行等**

　(1) 公立学校教職員の海外留学・旅行に関する区分・取扱いについて

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 海外留学・旅行等の区分 | | 分限・服務  等の取扱い | 備　考 |
| １ | 県教育委員会が必要と認める場合 | 出　張 | 命令による。 |
| ２ | 職員の分限に関する条例第２条第１号の規定に該当する場合 | 休　職 | 分限休職の事前協議を行う。 |
| ３ | 職員の分限に関する条例第２条第２号の規定に該当する場合 | 休　職 | 同　上 |
| ４ | 教特法第22条第２項の規定に該当する場合 | 研　修 | 校長の承認による。（厳正公平に） |
| ５ | 職免規則に該当する場合 | 職専免 | 職専免の事前協議を行う。 |
| ６ | 職専条例第２条第２号の規定に該当する場合 | 職専免 | 福利課の計画による。 |
| ７ | 勤務時間条例第３条の規定に該当する場合 | 週休日 |  |
| ８ | 勤務時間条例第10条の規定に該当する場合 | 年次休暇 | 校長の年休受理による。 |
| ９ | 勤務時間条例第12条の規定に該当する場合 | 特別休暇 | 校長の承認による。 |
| 10 | ※日本人学校  在外教育施設教員派遣規則（文部省訓令第27号）に該当する場合 | 出　張 | 事前審査を受ける。 |
| 11 | ※青年海外協力隊  外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第２条第１項の規定に該当する場合 | 派　遣 | 事前審査を受ける。 |
| 12 | ※大学院修学  教特法第26条から第28条に基づく専修免許状の取得を目的とする場合 | 休　業 | 事前審査を受ける。 |
| 13 | ※自己啓発  職員の自己啓発等休業に関する条例（第57号）に　該当する場合 | 休　業 | 事前審査を受ける。 |

(2)　提出書類及び手続き等

ア　「職員の分限に関する条例第２条第１号または第２号」の事由に該当する場合は、下記　　　　の事前協議手続き等により出発の20日前までに県教育委員会に「内申または協議」する。

(ｱ)　内申または協議の手続き

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 小 ・ 中  学 校 長 | 内申  発令 |  | 内 申  発 令 | 教　　育  事 務 所 | 協 議  回 答 | 県 教 育  委 員 会 |

(ｲ)　協議書類

　　　　　・　休職内申（更新）書 ・　海外留学・旅行中の経費負担

・　意見書（校長・市町教委）　 　を証明する関係書類（写）

　　　　　・　海外留学・旅行願（写） 　・　連絡先（写）

　　　　　・　海外留学・旅行計画書（写） 　「旅行先及び家族」

　　　　　・　海外留学・旅行の根拠を ・　その他県教委で指示する書類

　　　　　　　証明する関係書類（写）

イ　職免規則に該当する場合は、下記の事前手続き等により出発の20日前までに県教育委員会に「申請または協議」する。

(ｱ)　職務専念義務免除の手続き等

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 小 ・ 中  学 校 長 | 協 議  回 答 |  | 協 議  回 答 | 教　　育  事 務 所 | 協 議  回 答 | 県 教 育  委 員 会 |

(ｲ)　協議書類

　　　　　・　意見書 ・　連絡先（写）

　　　　　・　海外留学・旅行計画書（写） 「旅行先及び家族」

　　　　　・　職専免に関する条例・規則

　　　　　　　に該当する理由書

ウ　「在外教育施設教員派遣規則（文部省訓令第27号）」及び「外国の地方公共団体の機関　　　　等に派遣される職員の処遇等に関する条例第２条第１項」の規定に該当する場合は、それ　　　　ぞれの定めにより事務処理を行う。